

住宅産業の自主的環境行動計画 (第5版)

2014年6月

一般社団法人 住宅生産団体連合会

一般社団法人 プレハブ建築協会
一般社団法人 全国中小建築工事業団体連合会
一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会
一般財団法人 住宅生産振興財団
一般社団法人 全国住宅産業協会
一般社団法人 日本木造住宅産業協会
一般社団法人 リビングアメニティ協会
一般社団法人 新都市ハウジング協会
一般社団法人 輸入住宅産業協会

はじめに

東日本大震災により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
今後も住宅生産団体連合会は被災地の皆様への復興支援に取り組んでまいります。

現在、地球温暖化を含む環境問題は、人類にとって大変重要な課題となっています。

18世紀後半に始まった産業革命以降、化石燃料の大量消費による急速な経済発展は、人口の増加と都市化を促し、格段に便利で快適な生活を実現しました。しかし、一方で地球温暖化による異常気象の頻発、生態系の破壊等、様々な問題が地球規模で顕在化し、将来的に深刻な事態を招くことが実感されるようになりました。このため持続可能な循環型社会の構築が、人類共通の目標として広く認識され、その対策も世界各国で具体化しています。

1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」では、各国の温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、2005年2月に発効しました。これにより、日本は目標達成期間の2008～2012年に、1990年を基準年として温室効果ガスを6%削減することが明記されました。

この削減目標に対しては、排出量自体は増加しているものの、森林のCO₂吸収や国外から購入する排出権による削減分を加味することにより達成することができました。

また、近年、違法伐採材や有害物質を排除しようという動きが欧米を中心として世界的に活発になってきています。調達面に関しても幅広い裾野を持つ住宅業界は、持続可能な社会の構築や環境保全のため、いち早く率先して建築資材の調達に関してトレーサビリティを確保し、明らかにしていく必要があります。

国内の政策動向としては、1993年「環境基本法」の制定から、1998年「地球温暖化対策推進大綱」の決定、2000年の「循環型社会形成推進基本法」関連法の整備、2013年の「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の改正等、法・政策の整備が急ピッチで進められてきました。

2006年には「住生活基本法」が施行され、日本の住宅政策は「量の確保」から「質の向上」を図る新しい時代へ大きく舵を切りました。同法では住宅は世代を超えて住み継がれる「社会的資産」であり、良質な住宅ストックの形成は住宅産業の社会的役割と位置づけられています。このような中で、一般社団法人住宅生産団体連合会（以下「住団連」といいます）は1997年に「住宅産業の自主的環境行動計画（第1版）」を策定し、1998年に第2版、2002年に第3版、2008年に第4版と改訂を重ねながら、住団連の構成団体・企業は、一丸となって本行動計画に基づく具体的活動に取り組んできました。

この度の改訂を機に、今後、更に深刻化が危惧される環境問題に対処するために、住団連としての認識、目標、行動計画に関して内容の更新と再検討を行いました。なお、本行動計画は、現時点で把握可能なデータ等に基づいて策定されたものであり、今後、目標の実施状況に関するフォローアップの結果に応じて、適切な見直しを継続的に行っていく予定です。

今日の環境問題の多くは、企業活動や我々一人一人の生活様式に起因しています。したがって、環境問題への取り組みは、全ての企業（人）活動の基盤にあるべきものであります。住団連は今後も本行動計画に基づき環境対策を確実に実行していくことによって、持続可能な社会の構築に寄与し、暮らしやすく安全・安心で快適な居住環境を次世代に引き継ぐ取り組みを推進していきます。

平成26年6月

一般社団法人 住宅生産団体連合会
会 長 樋口 武男

住宅産業の自主的環境行動計画（第5版）目次

< I. 概要編 >

1. 基本認識	3
2. 行動目標	4
3. 行動計画	5

< II. 詳細編 >

1. 基本認識	6
1-1. 資源・エネルギーと地球環境問題	6
1-2. 裾野の広いネットワーク産業	6
1-3. 持続可能な社会の構築	6
1-4. 法の遵守と環境保全	7
1-5. 普及・啓発活動の必要性	7
2. 行動目標	8
2-1. 住宅のライフサイクル全過程における環境負荷を低減する	8
2-2. 良質な社会的資産のストックを形成する	9
2-3. 住宅に係わる LCCO ₂ を削減する	9
1) 資材段階における CO ₂ の排出量	10
2) 建設段階における CO ₂ の排出量	10
3) 使用(居住)段階のエネルギー消費における CO ₂ の排出量	10
4) 解体段階における CO ₂ の排出量	11
5) 再生、処理・処分段階における CO ₂ の排出量	11
2-4. 建設廃棄物の排出量を削減する	12
1) 新築工事の建設段階における建設廃棄物の排出量ならびに処理・処分時のリサイクル量	12
2) 再生、処理・処分段階における建設廃棄物の排出量ならびにリサイクル量	12
2-5. 関連産業、住まい手、地域社会と連携して環境活動に取り組む	14
3. 行動計画	15
3-1. 住宅のライフサイクル全過程における環境負荷を低減する	15
1) 住宅のライフサイクルに合わせた環境負荷低減活動の推進	15
2) 環境活動に対する具体的な共通目標の設定	15
3) 環境マネジメントシステムの導入と推進	15
3-2. 良質な社会的資産のストックを形成する	16
1) 住宅の長寿命化の推進と既存住宅の改修促進	16
2) 良質なまちなみ・景観の形成、およびその維持・育成に関する普及・啓発	16
3) 住み替えのための住宅流通システムの整備・構築	16
3-3. 住宅に係わる LCCO ₂ を削減する	16
1) 企画、設計段階、使用(居住)段階における活動計画	17
2) 施工に係わる活動計画	17
3-4. 建設廃棄物排出量の削減	17
1) 建設廃棄物の発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)率の向上と適正処理体制の確立	17
3-5. 関連産業、住まい手、地域社会と連携して環境活動に取り組む	18
1) 関連産業・住まい手・地域社会との連携の強化	18
2) 住宅の使用(居住)時における情報発信と国際交流	19
3) 構成団体・企業の環境活動推進体制整備	19
4) 住宅産業による環境行動の継続的な調査・把握	20

< III. 資料編 >

註記・用語集	21
一般社団法人 住宅生産団体連合会 環境委員会構成	24

< I . 概 要 編 >

1. 基本認識

住団連は、ますます重要性を増す種々の環境問題に積極的に対処するため、日本の住宅産業を代表する団体として自主的な環境行動計画を定め、その遵守に努めてきた。その背景となる基本認識は以下の通りである。

1-1. 資源・エネルギーと地球環境問題

住宅産業は、限りある資源・エネルギーに依存し、地球環境と深く関わっている

1-2. 裾野の広いネットワーク産業

住宅産業は、資材、建設、使用（居住）、解体、再生・処理・処分段階等の住宅のライフサイクルの中で、他の多くの産業と関連しているとともに、地域社会と密接な関係を有している

1-3. 持続可能な社会の構築

住宅産業は、住宅生産活動を通じて、環境共生型社会および資源循環型社会の確立に向け、持続可能な社会の構築に貢献しなければならない

1-4. 法の遵守と環境保全

住宅産業は、環境関連法^{※1}等を遵守し、環境保全に積極的に取り組まなければならない

1-5. 普及・啓発活動の必要性

住宅産業は、以上の認識に基づき、住宅のライフサイクルの中で最大の温室効果ガス^{※2}の発生源である住宅の使用（居住）段階における住まい方の改善を提案してゆくとともに、自ら積極的な環境活動に取り組み、その啓発および普及活動を広く社会に展開する責務がある

※ についてはⅢ. 資料編を参照のこと。

2. 行動目標

基本認識に基づき、住団連は以下に掲げる5項目を具体的な行動目標とし、その実現に向けた努力を通じて、持続可能な社会の構築に貢献する。

2-1. 住宅のライフサイクル全過程における環境負荷を低減する

住団連は、住宅のライフサイクルの全過程において、環境負荷低減を積極的に推進する

2-2. 良質な社会的資産のストックを形成する

住団連は、環境に配慮した安全・安心で快適な住環境・住空間の提供に努め、良質な社会的資産としてのストックの形成に寄与する

2-3. 住宅に係わるLCCO₂を削減する^{※3}

住団連は、地球温暖化防止と資源の有効利用に資するため、住宅に係わるLCCO₂の排出量の削減に努める

2-4. 建設廃棄物の排出量を削減する

建設廃棄物^{※4}の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）に努める

2-5. 関連産業、住まい手、地域社会と連携して環境活動に取り組む

住団連は、住宅生産活動のみにとどまらず、事業活動の全ての分野に係わる地球環境に対処するため、広く関連産業や住まい手、地域社会と連携して積極的に取り組む

3. 行動計画

行動目標を効果的に実現するために、住団連は構成団体・企業が取り組んできた環境活動をより一層推進するとともに、統一方針のもとに活動を展開する必要がある。

その具体的な行動計画を以下に掲げる。

3-1. 住宅のライフサイクル全過程における環境負荷を低減する

- 1) 住宅のライフサイクルに合わせた環境負荷低減活動の推進
- 2) 環境活動に対する具体的な共通目標の設定
- 3) 環境マネジメントシステム^{※5}の導入と推進

3-2. 良質な社会的資産のストックを形成する

- 1) 住宅の長寿命化の推進と既存住宅の改修促進
- 2) 良質なまちなみ・景観の形成およびその維持・育成に関する普及・啓発
- 3) 住み替えのための住宅流通システムの整備・構築

3-3. 住宅に係わる LCCO₂ を削減する

- 1) 企画、設計段階、使用(居住)段階における活動計画
- 2) 施工に係わる活動計画

3-4. 建設廃棄物排出量の削減

- 1) 建設廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）率の向上と適正処理体制の確立

3-5. 関連産業、住まい手、地域社会と連携して環境活動に取り組む

- 1) 関連産業・住まい手・地域社会との連携の強化
- 2) 住宅の使用(居住)時における情報発信と国際交流
- 3) 構成団体・企業の環境活動推進体制整備
- 4) 住宅産業による環境行動の継続的な調査・把握

次編に各項目の詳細を示す。

<Ⅱ. 詳細編>

1. 基本認識

1-1. 資源・エネルギーと地球環境問題

住宅産業は、限りある資源・エネルギーに依存し、地球環境と深く関わっている

わが国における、住宅投資額は年間約 13 兆円（平成 22 年度）であり、日本の建設総投資額の約 31%、GDP の約 2.5% を占めている。その住宅に投入される建設資材の種類は多種多様であり、推定総量も年間約 0.5 億トンに達する。

また、家庭部門におけるエネルギー消費量は増加の一途を辿ってきた。そこで、住宅産業は省エネルギー性能の高い住宅を提供することで、そのエネルギー消費の削減に大きく寄与できると考えられる。住宅は生活の基盤であり、その環境が住まい手の安全・安心や健康に及ぼす影響は非常に大きい。

住宅産業は、限りある資源・エネルギーに依存している。地球環境と極めて深い係わりを有する産業であり、その取り組みが社会に及ぼす影響は大きい。

1-2. 裾野の広いネットワーク産業

住宅産業は、資材、建設、使用（居住）、解体、再生・処理・処分段階等の住宅のライフサイクルの中で、他の多くの産業と関連しているとともに、地域社会と密接な関係を有している

住宅には、多種多様な建設資材や設備機器が使用され、工事の際にも多くの機材を必要とする。住宅産業は、資材製造業、設備機器製造業、産業廃棄物処理業等と直接的に関係するだけではなく、輸送業、機械製造業等をはじめとする他の多くの産業とも間接的に関わっている。

住宅建設に伴って、まちなみ景観・生活環境への影響や建設廃棄物の排出など、周辺環境や地域社会に与える影響も少なくない。

このように、住宅産業は、他産業および地域社会との係わりが極めて広く深い産業である。したがって、住宅生産者としての社会的責務を認識し、住宅生産活動に密接に関係する関連産業や住まい手、地域社会との連携を図り、環境活動を展開しなければならない。「地球温暖化対策推進大綱」「第 4 次環境基本計画」に示されているとおり、住宅産業を含めた各界各層が一体となって環境や資源問題等へ取り組むことが必要である。

1-3. 持続可能な社会の構築

住宅産業は、住宅生産活動を通じて、環境共生型社会および資源循環型社会の確立に向け、持続可能な社会の構築に貢献しなければならない

住宅産業の使命は、良質な住環境・住空間を創造し、その利用者に安全・安心で快適な生活の場を提供することにある。

同時に、その生産活動を通じて環境保全・資源の有効利用等に積極的に取り組み、持続可能な社会システムの構築に貢献しなければならない。

住宅に使用される資材のうち、木材・鉄・コンクリートは再生利用可能な資源であり、持続可能な社会の実現のためにはその活用が不可欠である。

1-4. 法の遵守と環境保全

住宅産業は、環境関連法等を遵守し、環境保全に積極的に取り組まなければならない

住宅産業は、環境関連法等の新たな制定や改正に迅速に対応し、遵守しなければならない。そのためには、企業内に環境管理システムを構築することが重要である。

資材調達においても、常に環境保全の観点に立ち、トレーサビリティを確保した資材調達に努めなければならない。

建設業から排出される産業廃棄物の年間発生量は、全産業廃棄物中の約2割を、また不法投棄量の約6~7割を占めることから、その対策は住宅産業にとっても大きな課題である。住宅産業界全体で、より一層廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）・適正処理を推進しなければならない。

1-5. 普及・啓発活動の必要性

住宅産業は、以上の認識に基づき、住宅のライフサイクルの中で最大の温室効果ガスの発生源である住宅の使用段階における住まい方の改善を提案してゆくとともに、自ら積極的な環境活動に取り組み、その啓発および普及活動を広く社会に展開する責務がある

住宅産業、とりわけその中心的役割を果たしている住団連は、自ら積極的な環境活動に取り組むとともに、住団連を構成する団体および企業はもとより、関連産業、住まい手、地域社会に対して、環境活動を広く啓発・普及する責務を負っている。

2. 行動目標

2-1. 住宅のライフサイクル全過程における環境負荷を低減する

住団連は、住宅のライフサイクルの全過程において、環境負荷低減を積極的に推進する

住宅の耐用年数は、他の耐久消費財と比較して極めて長く、住宅のライフサイクルは一般に下記のように区分することができる。

A：資材段階	資源の開発から建設資材および住宅設備機器の生産に至るまでの過程
B：建設段階	新築工事等にあつては、土地造成工事にはじまり、企画・設計、資材選定、および竣工に至るまでの過程
C：使用(居住)段階*	住宅としての使用が開始されてから、その後の維持・保全および増改築、改修・補修を経て、その使命を終えるまでの過程
D：解体段階	住宅の解体が決定され、解体工事に至るもので事前調査等の必要な措置を含む解体工事および解体に伴って発生する建設廃棄物が排出されるまでの過程
E：再生、処理・処分段階	新築、増築、改修・補修および解体工事により発生した建設廃棄物が、再使用、再生利用、熱回収や最終処分に付されるまでの過程

※文章中では「使用段階」と表記。

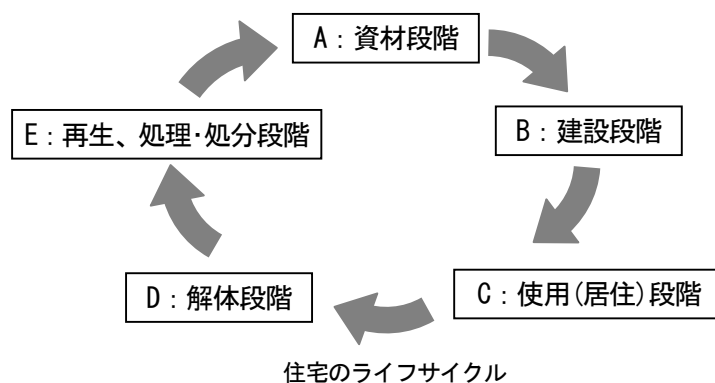
「A：資材段階」においては、再生可能な資材の採用など、環境負荷低減の観点から資材調達することが必要である。

住宅生産者が直接的に係わる段階は、「B：建設段階」及び「C：使用段階」における増改築・改修・補修時である。また、建設廃棄物の排出事業者（建設工事等においては、発注者から直接工事を請負った元請業者）とし

て、「D：解体段階」「E：再生、処理・処分段階」にも関わっている。住宅のライフサイクル全体からみた場合、この各段階の期間は比較的短い。したがって、省エネルギー、資源の有効利用等の改善・向上を推進したとしても、資源・エネルギーおよび環境問題の解決への直接的な貢献度は比較的小さい。

しかし、その成果はこの段階だけに現れるわけではない。例えば、「B：建設段階」で長期使用を考慮した長寿命な住宅や高气密・高断熱等住宅により、省エネルギー化を図ることで、「C：使用段階」におけるエネルギー使用量の削減に寄与できる。また、長期使用を考慮した耐震性能の向上やユニバーサルデザイン等を導入し、住宅の長寿命化を図り、建替回数を減らすことにより、「D：解体段階」「E：再生、処理・処分段階」における建設廃棄物の排出量削減や、CO₂排出量の大幅な削減に寄与することができる。

住宅生産者は、「A：資材段階」では発注者として、「B：建設段階」「C：使用段階」及び「D：解体段階」では元請業者として、さらに「E：再生、処理・処分段階」では排出事業者として、それぞれの段階における環境負荷低減と深く関係している。そうした役割を通じて提案・指導、啓発・普及活動を行うことによって、環境負荷の低減、資源の有効利用、省エネルギーに寄与することができる。住団連はこのような認識に基づき、関連産業および住まい手との緊密な協力体制のもとに、住宅のライフサイクルを通じて、環境負荷の低減の取り組みを積極的に推進する。



2-2. 良質な社会的資産のストックを形成する

住団連は、環境に配慮した安全・安心で快適な住環境・住空間の提供に努め、良質な社会的資産のストックの形成に寄与する

住宅産業は、良質な住環境・住空間を創造・生産し提供することにより、良質な社会的資産のストックの形成に取り組んできた。さらに、住宅のライフサイクルを考慮し、健康や環境に配慮した性能、品質、快適さを充足した住宅を提供しなければならない。それは、良質な住宅で構成される社会的資産としての地域・都市の創造に直結する。

省エネルギー性能（高断熱・高气密、日射制御、自然・未利用エネルギー※6の活用（太陽光発電・風力発電・太陽熱利用等）、高効率設備機器採用等）、高耐久性能（耐用年数向上、ユニバーサルデザイン等）、リサイクル資材使用、自然環境との調和、節水、雨水浸透・利用、室内外の緑化、まちなみ景観、バリアフリー、通風・換気性能、室内空気質への配慮、遮音・防音性能等の要素技術を最適化した住宅の提供である。そして、新築時のもとより、維持管理、改修・補修工事時にも配慮する必要がある。

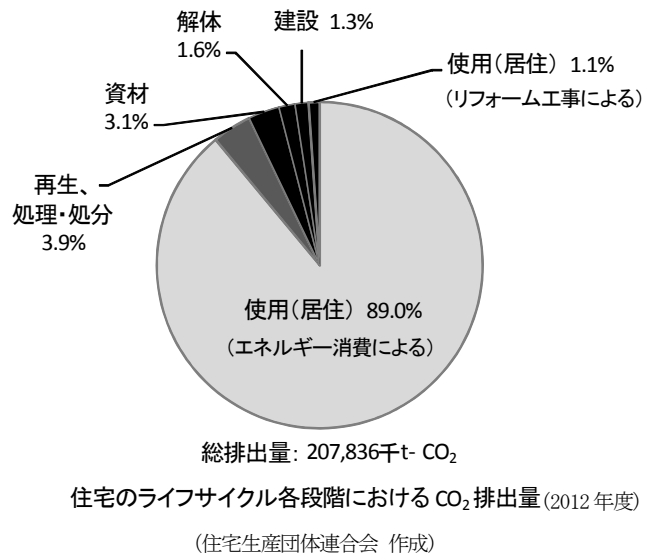
また、生産活動においても、プレカット・パネル化・工業化及び、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、適正処理による廃棄物排出量削減に努めるとともに、有害化学物質対応、建設資材の配送効率の向上、アイドリングストップ等により CO₂ 排出量の削減等を考慮する必要がある。

2-3. 住宅に係わる LCCO₂ を削減する

住団連は、地球温暖化防止と資源の有効利用に資するため、LCCO₂ の排出量の削減に努める

住団連は、ライフサイクル各段階における CO₂ 排出量の削減目標値を以下 1)～5) のように定め、住団連を構成する団体、企業はもとより、住まい手、関連産業との連携によって、目標達成のための具体的な方策を検討し、実践する。

なお、ライフサイクル各段階における CO₂ 排出量削減目標値*の設定に際しては、第 4 版までの手法を踏襲し推計された 1990 年度から最新の 2012 年度の実態と、第 4 版において設定した 2010 年度の目標値を勘案して行った。



*CO₂ 排出量削減目標は、第 2 版では炭素換算で算出していたが、第 3 版以降 CO₂ 換算としている。

1) 資材段階における CO₂ の排出量

建設資材の生産段階は、資源の開発、原料の加工、素材の製造、製品・部品の製造等に区分されるが、いずれにおいても化石燃料や電力を消費し、輸送においても燃料を消費している。

この段階でCO₂排出量を削減するためには、関連する全ての産業の協力を得ることが不可欠である。そこで、これらの関連産業との連携による削減の目標としては、2010年度の目標を踏襲するとともに端数を切り捨て、表-1に示すような対1990年度でおよそ7%の削減目標を設定した。

表-1 資材段階における CO₂ 排出量の目標値 (単位: CO₂換算 千t-CO₂)

資材段階	1990年度 (実績値)	2010年度 (目標値)	2012年度 (実績値)	2020年度 (目標値)
CO ₂ 排出量	6,888	6,445	6,461	6,400
削減割合 (対 2012 年度実績比)	-	-	-	-0.9%
削減割合 (対 1990 年度実績比)	-	-	-	-7.1%

2) 建設段階における CO₂ の排出量

建設工事において排出されるCO₂は比較的少なく、また年々減少の傾向にあるが、第4版においてはプレカット・パネル化・工業化等各構工法や工事に係わる新技術の開発等を推進し、より環境負荷を低減する余地はまだ十分にあるとして、一層の削減を図るべく2010年度の削減目標を設定したが、直近の実績はそれ以上に削減が進んでいる。これらや、住宅自体の省エネルギー化等に伴う建設時の負荷増大の可能性も勘案し、直近の実績を堅持し、表-2に示すように、2020年度の目標は、1990年度に対しておよそ50%削減に相当する値とした。

表-2 建設段階における CO₂ 排出量の目標値 (単位: CO₂換算 千t-CO₂)

建設段階	1990年度 (実績値)	2010年度 (目標値)	2012年度 (実績値)	2020年度 (目標値)
CO ₂ 排出量	5,380	4,300	2,744	2,700
削減割合 (対 2012 年度実績比)	-	-	-	-1.6%
削減割合 (対 1990 年度実績比)	-	-	-	-49.8%

3) 使用(居住)段階のエネルギー消費における CO₂ の排出量

住宅のLCCO₂は、使用段階における排出量が最も大きい。この使用段階におけるCO₂発生源としては、直接的な電力、燃料等のエネルギーをはじめ、間接的な生活水の消費も含まれる。

新築住宅における配慮のみならず、既存住宅に対しても平成25年省エネルギー基準^{※7}やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)^{※8}に取り組むことにより、以下のようなリフォームを実施することが必要である。

①住宅の省エネルギー性能の向上

二重サッシ・断熱サッシ・床・外壁及び小屋裏等の断熱化・気密性の向上工事等

②住宅設備機器の省エネルギー性能の向上

冷暖房機器・給湯機器・節水型便器・ソーラーシステム等の改善、導入等

住宅で使用される様々な設備機器における省エネルギー対策と併せて、住宅の高断熱・高气密化等の措置を講じることにより使用段階におけるCO₂排出削減に寄与できる。これらを踏まえ、第4版

までに設定した 2010 年度の目標は、当時の排出増大の傾向を大幅に抑制する数値（具体的には 1995 年度実績の 15%減）となっていたが、実績はむしろ増大しており、結果として 2010 年度目標は達成できていない。これらも踏まえ、使用(居住)段階における 2020 年度の目標値は、第 4 版までに設定した 2010 年度の目標を引き継ぐこととした。

なお、この段階の CO₂ 排出量削減には、住まい方が大きな比重を占めるため「住まい方ガイドライン」※⁹等により、住まい手に対する普及・啓発にも積極的に取り組む。

表-3 使用(居住)段階のエネルギー消費における CO₂ 排出量の目標値 (単位: CO₂換算 千 t-CO₂)

使用(居住)段階	1990 年度 (実績値)	2010 年度 (目標値)	2012 年度 (実績値)	2020 年度 (目標値)
CO ₂ 排出量	143,088	140,207	184,918	140,000
削減割合 (対 2012 年度実績比)	-	-	-	-24.3%
削減割合 (対 1990 年度実績比)	-	-	-	-2.2%

4) 解体段階における CO₂ の排出量

解体工事における CO₂ 排出の原因には重機使用、防塵のための散水等があげられるが、この段階で使用される化石燃料や水は、全過程における消費量に比し極めて少量である。

その中で、表-4 に時系列で示すように、2010 年度目標として設定した水準を直近 (2012 年度) の実績は大幅に下回っていることから、それを堅持するという視点で 2020 年度の目標値を設定した。

表-4 解体段階における CO₂ 排出量の目標値 (単位: CO₂換算 千 t-CO₂)

解体段階	1990 年度 (実績値)	2010 年度 (目標値)	2012 年度 (実績値)	2020 年度 (目標値)
CO ₂ 排出量	4,102	3,911	3,279	3,200
削減割合 (対 2012 年度実績比)	-	-	-	-2.4%
削減割合 (対 1990 年度実績比)	-	-	-	-22.0%

5) 再生、処理・処分段階における CO₂ の排出量

表-5 に時系列で示すように、第 4 版までに設定した 2010 年度目標について、直近 (2012 年度) の実績では達成できていない。そこで、再生、処理・処分段階における 2020 年度の目標値は第 4 版で設定した 2010 年度目標値を踏襲した。

表-5 再生、処理・処分段階における CO₂ 排出量の目標値 (単位: CO₂換算 千 t-CO₂)

再生、処理・処分段階	1990 年度 (実績値)	2010 年度 (目標値)	2012 年度 (実績値)	2020 年度 (目標値)
CO ₂ 排出量	7,934	5,846	8,136	5,800
削減割合 (対 2012 年度実績比)	-	-	-	-28.7%
削減割合 (対 1990 年度実績比)	-	-	-	-26.9%

2-4. 建設廃棄物の排出量を削減する

建設廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）に努める

1) 新築工事の建設段階における建設廃棄物の排出量ならびに処理・処分時のリサイクル量

新築工事時の建設廃棄物の排出量については、住団連報告書「工法別新築工事における建設系廃棄物の排出量調査総まとめ」（平成16年3月）によると、住宅面積1㎡当たりの排出量は構工法により異なることがわかる。これらも踏まえ、第4版までにおいては2010年度の発生量の削減目標として1990年度の半分の水準を設定していたが、表-6の時系列にも示されているように、直近の実績は目標を達成するに至っていない。そこで、2020年度の建設廃棄物削減の目標値は、2010年度の目標を踏襲し設定した。

表-6 建設段階におけるリサイクル量ならびに最終処分量の目標値

(単位：万トン)

		1990年度(実績値)				2010年度(目標値)				2012年度(実績値)				2020年度(目標値)*1			
		リサイクル	減量化	最終処分	合計*2	リサイクル	減量化	最終処分	合計*2	リサイクル	減量化	最終処分	合計*2	リサイクル	減量化	最終処分	合計*2
木材	発生量	68	51	0	120	45	19	0	64	48	37	0	85	42	18	0	60
	1990年度実績比	—	—	—	—	-23	-32	0	-56	-20	-14	0	-35	-26	-33	0	-60
	2010年度目標比	—	—	—	—	—	—	—	—	3	18	0	21	-3	-1	0	-4
鉄	発生量	13	0	1	15	7	0	1	8	8	0	1	9	7	0	1	8
	1990年度実績比	—	—	—	—	-6	0	0	-7	-5	0	0	-6	—	—	—	-7
	2010年度目標比	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0	0	1	0	0	0	0

*1 2020年度の目標値は、2010年度の目標値(合計)を丸め切り捨て、内訳は同様の比率で処理した。

*2 四捨五入の関係で合計値が一致しないことがある。

2) 再生、処理・処分段階における建設廃棄物の排出量ならびにリサイクル量

住宅のライフサイクルの全過程で発生する建設廃棄物排出量の中では、解体工事において排出される建設廃棄物の処理処分時が量的には最も多い。この建設廃棄物の排出量を抑制するために、住宅の性能向上を図り、住宅の長寿命化を図ることが考えられる。それも、新築住宅における配慮のみならず、既存住宅に対しても以下のような適切なリフォームを実施することが必要である。

①住宅の耐震性・耐久性の向上

高耐震、高耐久化工事等

②住宅のユニバーサルデザインの導入

段差解消、手摺り、リフト・家庭用エレベーターの設置等

建設廃棄物のリサイクル率については、「建設リサイクル法」の基本方針および「建設リサイクル推進計画2008」に目標値が設定されている。しかしながら、住宅に投入される資源の種類は多種多様である。その中には、リサイクル技術が整備・確立されていないものがある。リサイクル製品の基準、流通に関しても未だに未整備である。今後の技術開発と用途の開発が待たれるところである。

なお、住団連報告書「住宅新築時における工・構法別素材投入原単位調査」（1996年）により、

コンクリート、木材および鉄の3品目で重量では、建設廃棄物全体の約80%を占めている。したがって、これら3品目のリサイクル率を向上させることが、建設廃棄物全体のリサイクル率向上に寄与し、最終処分量を削減できることになる。これらを踏まえ第4版までにおいては、「リサイクル技術が整備・確立されていない品目については、リサイクル製品の基準、流通に関しても整備され、技術開発と用途の開発を待って目標値を設定する」という前提で、2010年度の目標として、1995年度から30%の発生量の削減となる水準で設定を行った。これに関し、2012年度の実績を見ると、木材については若干の目標未達であったが、コンクリートや鉄については目標以上の大幅な削減を達成している。

そこで、これらを踏まえ、2020年度の目標としては、木材については2010年度の目標を踏襲し、コンクリートと鉄については直近の水準を堅持することとし、内訳となるリサイクル量についても過年度に設定した比率を満たすように設定した。

表-7 再生、処理・処分段階におけるリサイクル量ならびに最終処分量の目標値 (単位：万トン)

	1990年度 (実績値)				2010年度 (目標値)				2012年度 (実績値)				2020年度 (目標値) *1				
	リサイクル	減量化	最終処分	合計 *2	リサイクル	減量化	最終処分	合計 *2	リサイクル	減量化	最終処分	合計 *2	リサイクル	減量化	最終処分	合計 *2	
コンクリート	発生量	1,215	0	1,317	2,532	3,940	0	164	4,104	2,627	0	54	2,681	2,626	0	54	2,680
	1990年度実績比	-	-	-	-	2,725	0	-1,153	1,572	1,412	0	-1,263	149	1,411	0	-1,263	148
	2010年度目標比	-	-	-	-	-	-	-	-	-1,313	0	-110	-1,423	-1,314	0	-110	-1,504
木材	発生量	619	467	0	1,085	739	317	0	1,056	634	479	0	1,113	735	315	0	1,050
	1990年度実績比	-	-	-	-	120	-150	0	-29	15	12	0	28	-116	-152	0	-35
	2010年度目標比	-	-	-	-	-	-	-	-	-105	162	0	57	-4	-2	0	-6
鉄	発生量	46	1	4	50	115	1	10	126	42	1	4	47	37	0	3	40
	1990年度実績比	-	-	-	-	69	0	6	76	-4	0	0	-3	-9	-1	-1	-10
	2010年度目標比	-	-	-	-	-	-	-	-	-73	0	-6	-79	-78	-1	-7	-86

*1 2020年度の目標値は、コンクリートならびに鉄については2012年度実績値(合計)、木材については2010年度の目標値(合計)を丸め切り捨て、内訳は2010年度目標値ならびに2012年度実績値のうちリサイクル率の高いほうの比率で処理した。

*2 四捨五入の関係で合計値が一致しないことがある。

2-5. 関連産業、住まい手、地域社会と連携して環境活動に取り組む

住団連は、住宅生産活動のみにとどまらず、事業活動の全ての分野に係わる地球環境に対処するため、広く関連産業や住まい手、地域社会と連携して積極的に取り組む

住宅生産に関する諸活動のうち、地球環境問題に直接的に関与する部分の多くは、住宅産業のみによるものばかりではなく、関連産業や住まい手、地域社会に依存する部分が多い。

したがって、住団連が自ら設定した目標を達成しようとする場合、住宅のライフサイクルに係わる関連産業や住まい手、地域社会に対して、その環境行動に係わる認識、目標、方針、計画等を広く公表するとともに、環境活動に対する意識の向上を図り、連携していくことが重要である。

住団連は、まず地球環境問題に積極的に取り組む必要があり、構成する団体ならびに企業に対する啓発、教育活動を実施し、事業活動を行っていくことが不可欠である。

3. 行動計画

行動目標を効果的に実現するために、住団連は構成団体・企業が取り組んできた環境活動をより一層推進するとともに、統一方針を示し活動を展開する必要がある。

その具体的な行動計画を以下に掲げる。

3-1. 住宅のライフサイクル全過程における環境負荷を低減する

住団連は、構成団体・企業における環境マネジメントシステムの導入を推進するとともに、住宅のライフサイクルの全過程において、環境負荷低減を積極的に推進する

1) 住宅のライフサイクルに合わせた環境負荷低減活動の推進

住団連は、①資材段階 資材の資源開発から生産に至るまでの環境負荷をチェックし資材の選択を行い、環境負荷を低減する。

②建設段階 土地造成工事から企画・設計、資材選択、竣工に至るまでの全過程で、環境負荷を低減する。

③使用段階 住宅の性能にあわせた住まい手に対する住まい方を示し、環境負荷を低減する。

④解体段階 分別解体工事を行うことにより、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用・適正処理を推進し、環境負荷を低減する。

⑤再生、処理、処分段階 建設廃棄物の発生から最終処分までの全過程を把握し、環境負荷を低減する。

2) 環境活動に対する具体的な共通目標の設定

住団連は、住宅産業全体の具体的な環境活動における共通目標を設定するために、構成団体・企業の活動の現状把握を行う必要がある。また、企業規模の大小にとらわれることなく、統一した方針のもと取り組みが実施できるよう、会員各企業の社員各々が実践できる具体的な目標を設定し、環境負荷低減のための活動を継続実施していけるよう、支援していく。

3) 環境マネジメントシステムの導入と推進

地球環境時代にあって、あらゆる企業活動において社会の一員としての責任が問われる中で、環境問題を企業経営の中心に捉えることは当然のことである。したがって、会員各企業の経営方針の中核に環境問題を位置づけ、トップが自社の環境理念を外部に公表する必要がある。その際、「環境マネジメントシステム」(EMS: Environmental Management System) の理解と実践を通して、環境活動を実効あるものとしていくことが求められる。

住団連は、構成団体・企業に対して環境マネジメントシステムの導入や高度化に関する普及・啓発を推進する。

3-2. 良質な社会的資産のストックを形成する

住団連は、環境に配慮した安全・安心で快適な住環境・住空間の提供に努め、良質な社会的資産ストックの形成に寄与する

住団連は住宅を供給する立場として、環境に配慮し、さらにスケルトン（構造躯体）の強化や柔軟性に富んだインフィル（内装・設備）の開発により、長寿命な「社会的資産」としての住宅を提供するように努める。さらに「資産」が「資産」で有り続けるために、良好な住環境の形成と住宅の維持・流通システムの構築も住宅産業全体としてこれを推進する。

1) 住宅の長寿命化の推進と既存住宅の改修促進

良質な住宅が世代を超えて住み継がれ、あるいは人生のライフステージに合わせて住み替えることができれば、価値ある資産としての評価を得る。これを実現するためには、住宅の長寿命化ならびに既存住宅の改修を図る必要がある。住宅の寿命が短い場合、その住まい手の住宅建設費への支出が他の支出を圧迫し、豊かな住生活の実現が阻害される。また、建替えサイクルが短いほど建設廃棄物の排出量も増大する。

したがって、住団連は生活の質の向上、地球環境保全、資源の有効活用のために、既存住宅の改修を含む住宅の長寿命化を推進する。

2) 良質なまちなみ・景観の形成、およびその維持・育成に関する普及・啓発

住宅および居住環境の価値は、周辺環境との調和を図り、美しく良質なまちなみ・景観を形成することによって一層高まる。これは、持続可能な社会的資産の基本であり、その世代を超えたその維持・育成は社会を支える基盤として欠くことのできない要素である。したがって、住団連は良質なまちなみ・景観の形成・維持・育成に関する普及および啓発活動をさらに積極的に展開していく。

3) 住み替えのための住宅流通システムの整備・構築

今後のわが国における少子高齢化社会では、住まい手の多様なライフスタイルやライフステージに基づく住み替えや住宅中古市場の需要の増大が予測される。

したがって、住団連はこうした新たな居住ニーズに応じて住み替えが可能となる、住宅の流通システムの整備・構築を推進する。

3-3. 住宅に係わる LCCO₂ を削減する

住団連は、地球温暖化防止と資源の有効利用に資するため、LCCO₂ の排出量の目標値を定め、その達成に努める

住団連を構成する団体・企業は、これまで独自に環境と共生する住宅の営業展開を行ってきた。住団連は、今後これらの内容を整理し、住宅のライフサイクルにおける目標を以下のように設定するとともに、環境に配慮した「住宅に係わる環境配慮ガイドライン」※10の定着を図り、その啓発・教育活動を積極的に推進する。

1) 企画、設計段階、使用(居住)段階における活動計画

①自然環境の保全・創出

環境に共生する住宅を中心とする、自然との調和を考慮した住宅建設を推進し、森林等良好な自然環境の保全・創出に努める。

②良質な住環境の創出

- a. 耐震・省エネルギー改修工事等を含め住宅性能の向上、室内環境の改善、室内外の緑化等を推進し、住環境の向上に努める。
- b. 「住宅性能表示制度」※₁₁の活用に、積極的に取り組む。
- c. 高効率設備・機器ならびに自然・未利用エネルギーの採用を推進する。
- d. 高断熱・高气密住宅(平成25年省エネルギー基準適合住宅)の普及を推進する。

③住宅の長寿命化の推進

- a. 長期優良住宅※₁₂の普及・啓発
- b. 耐震改修の推進
- c. 断熱改修の推進

2) 施工に係わる活動計画

①住宅の生産性向上と環境への配慮を両立する構工法を採用する。

- a. プレカット・パネル化・工業化等を図り、現場施工率の低減を図るとともに、廃棄物の発生抑制に努める。
- b. 工程管理のより一層の充実を図り、建設資材の配送効率の向上と搬出入回数の削減を図る。

②住宅生産における建設廃棄物の再使用・再生利用の促進を図るとともに、リサイクル資材の使用を推進する。

③工場・現場等への搬出入車両のアイドリング・ストップの徹底を図る。

3-4. 建設廃棄物排出量の削減

1) 建設廃棄物の発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)率の向上と適正処理体制の確立

①建設廃棄物の適正処理はもとより、企画設計段階から建設資材の原投入量の削減を図り、廃棄物の発生抑制を推進する。

②住宅の長寿命化により、解体を伴う再建築率の低減を図り、廃棄物の発生抑制に努める。

③企画設計段階から耐用年数を向上させる構造計画・設備計画・資材の選定を行うとともに、維持管理、補修・改修工事をも考慮する。排出される建設廃棄物の品目・排出量を把握し、単純焼却処分や埋め立て処分を前提としない再利用計画を立て、リサイクル率の向上を図る。

④石綿含有建材等ならびに、人の健康に影響があるとされる建材等に、使用される化学物質について法を遵守し適切な対策を講じる。

・住団連は、平成17年10月より18年3月にかけて、3棟の低層住宅解体現場における石綿(アスベスト)気中濃度測定を実施した。測定結果の評価は外部委員会へ委託し客観的な判断をあおぎ、適切な手順にて作業を行うことにより現場周囲に対する影響はない、ということを確認した。

「低層住宅解体作業時のアスベスト(石綿)気中濃度測定結果報告書」(2006年8月住団連発行)

⑤住団連を構成する団体・企業において、環境担当部署の設置を推進するとともに、適正処理管理組織の充実に努める。

⑥住団連にて作成した「低層住宅建設廃棄物リサイクル・処理ガイド」※13の改訂発行や講習会等を実施し、広く普及、啓発、教育活動の展開に努める。

⑦上記ガイド中に示されている「住宅解体マニュアル」に基づき、リサイクル率の向上を図る。

3-5. 関連産業、住まい手、地域社会と連携して環境活動に取り組む

住団連は、住宅生産活動のみに止まらず、事業活動の全ての分野に関わる環境問題に対処するため、広く関連産業や住まい手、地域住民と連携して積極的に取り組む

1) 関連産業・住まい手・地域社会との連携の強化

住宅生産においては、多種多様な建設資材や設備機器が使用され、工事においても、多くの機材が使用される。構成団体・企業、および住宅産業単独では解決できない問題も多く、関連産業と環境活動を共に推進していく必要がある。

また、各企業は、住まい手と直接住宅建設に関し、密接な打ち合わせを実施する立場にある。

住団連は、その意見や要望を集約し、住まい手とともに環境活動を進めていく中心的役割を担わなければならない。以下はその具体的な方策例である。

①住宅産业内（構成団体・企業、元請と協力会社等）の連携

住宅産業における元請企業は、企画設計段階から環境に関する基準を定め、指導的役割を果たさなければならない。また、協力会社においては、それぞれの分野で環境に関する独自のノウハウを確立し、積極的に環境活動を進めると同時に、環境活動の在り方について積極的に元請会社に提案しなければならない。

住団連は、このような住宅産業界における連携について、相互の情報交換を図る場を積極的に設ける等、指導的役割を果たす必要がある。

②建設資材・設備機器製造業界との連携

住宅産業は、アッセンブリー産業であることから、資材調達においては、常に環境負荷低減に努めなければならない。また、建設資材・設備機器の生産段階や、流通時における環境負荷の低減を図るとともに、有害物質・化学物質に対する適切な対策を講ずる為、関連産業との連携をより一層強化しなければならない。

したがって、住団連は「住宅に係わる環境配慮ガイドライン」の普及を図り、環境負荷低減のために、技術開発や商品開発を支援していく。

③産業廃棄物処理業界との連携

住宅産業は、新築・改修・増築・解体工事における、建設廃棄物の排出量の発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）率の向上に配慮し、より一層環境負荷の低減を図る必要がある。

したがって、住団連は排出方法・処理処分方法等の調査研究や、情報の交換を通じて、産業廃棄物処理業界との連携をより強化し、環境負荷低減のために連携して対応していく。

また、住団連は「低層住宅建設廃棄物リサイクル・処理ガイド」の普及・定着を図り、分別解体工法の標準化とリサイクル率向上を推進していく。

2) 住宅の使用(居住)時における情報発信と国際交流

①住まい手との連携

住まい手への温暖化対策に係わる普及啓発活動の推進

住宅のライフサイクルにおける環境負荷の削減効果は、住まい手のライフスタイルや住まい方によって大きく左右される。

したがって、住団連は「環境に配慮した住宅」を住まい手がより快適に、かつ環境負荷の少ない住まい方や住宅の耐久性を向上させるためのメンテナンス等の情報を、「住まい方ガイドライン」としてまとめ、住まい手に示すことを推進する。それによって、主として以下の事項に関する意識の普及・定着を図る。

- a. 温暖化対策、省エネルギー、CO₂排出量削減の必要性。
- b. 省エネルギー、創エネルギー、蓄エネルギー機器の選択等に関する情報。
- c. 日々の生活の中での省エネルギーに資する留意事項等。

②環境活動を展開している一般社会、地域社会との連携

持続可能な生産活動を継続していくためには、単に住宅産業界のみならず他産業・行政や地域社会との連携が不可欠である。

住団連は、環境負荷の低減や住環境に係わる情報を広く一般社会、地域社会に発信することにより、住宅産業の環境活動について理解を深めてもらうために、様々なレベルの連携を推進していく。

③国外業界団体との交流

住団連は、2001年2月国際住宅協会(IHA)に加入した。IHAはアメリカ、カナダ等9カ国の業界団体で構成されており、環境問題をはじめ、経済・産業分析や予測、最新技術、法規、ファイナンス、国際協力、税制等について国際的な情報交換を行っている。今後、このような国外の業界団体との交流をさらに深め、日本からの情報発信を強化するとともに、地球環境時代における住宅産業の国際化を推進する。

3) 構成団体・企業の環境活動推進体制整備

本環境行動計画は、住宅産業の環境行動に対する基本認識、活動目標、および活動計画からなり、各構成団体・企業はその趣旨を踏まえつつ、それぞれ具体的な行動計画等を策定し、環境活動を継続的に推進することが求められる。

その際、住団連は、構成団体・企業による環境活動推進体制の整備を支援する。

4) 住宅産業による環境行動の継続的な調査・把握

住宅産業に係わる、CO₂及び建設廃棄物の排出量、リサイクル率等の目標を社会経済の状況の変化や、地球環境問題の動向に照らし適切なものとなるよう、住団連は構成団体・企業の環境行動について、調査を継続的に実施し、現状の的確な把握に努め、その成果を公表する。

<Ⅲ. 資料編>

註記・用語集

※1：主な環境関連法(制定年度順)

- 建築基準法（国土交通省：昭和25年5月24日制定）
- 下水道法（環境省：昭和33年4月24日制定）
- 騒音規制法（環境省：昭和43年6月10日制定）
- 大気汚染防止法（略称：大防法／環境省：昭和43年6月10日制定）
- 水質汚濁防止法（略称：水濁法／環境省：昭和45年12月25日制定）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称：廃棄物処理法又は廃掃法／環境省昭和45年12月25日制定）
- 悪臭防止法（環境省：昭和46年6月1日制定）
- 振動規制法（環境省：昭和51年6月10日制定）
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（略称：省エネ法／経済産業省、国土交通省：昭和年6月22日制定、平成26年4月1日から「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」と改正）
- 浄化槽法（環境省、国土交通省：昭和58年5月18日制定）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（略称：再生資源利用促進法／経済産業省：平成3年4月26日制定）
- 環境基本法（環境省：平成5年11月19日制定）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（略称：容器包装リサイクル法／環境省、経済産業省：平成7年6月16日制定）
- 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（略称：新エネ法／経済産業省：平成9年4月18日制定）
- 環境影響評価法（略称：環境アセスメント法／環境省：平成9年6月13日制定）
- 特定家庭用機器再商品化法（略称：家電リサイクル法／環境省、経済産業省：平成10年6月5日制定）
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律（略称：品確法／国土交通省：平成11年6月23日制定）
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（略称：PRTR法／環境省、経済産業省：平成11年7月13日制定）
- ダイオキシン類対策特別措置法（環境省：平成11年7月16日制定）
- 家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（農林水産省：平成11年7月28日制定）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（略称：グリーン購入法／環境省：平成12年5月31日制定）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法／国土交通省、環境省：平成12年5月31日制定）
- 循環型社会形成推進基本法（環境省：平成12年6月2日制定）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（略称：食品リサイクル法／農林水産省：平成12年6月7日制定）

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（略称：PCB 廃棄物処理法／環境省：平成 13 年 6 月 22 日制定）
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（略称：フロン回収破壊法／環境省、経済産業省：平成 13 年 6 月 22 日制定）
- 土壌汚染対策法（環境省：平成 14 年 5 月 29 日制定）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（略称：自動車リサイクル法／環境省、経済産業省：平成 14 年 7 月 12 日制定）
- 景観法（国土交通省：平成 16 年 6 月 18 日制定）
- 住生活基本法（国土交通省：平成 18 年 6 月 8 日制定）

※2：温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称である。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、フロンガス、対流圏オゾンがある。

※3：LCCO₂

ライフサイクル(Life Cycle) CO₂の略、住宅の建設・運用・廃棄・再利用を通じて排出されるCO₂の総量。

※4：建設廃棄物

建設工事等に伴って生ずる廃棄物をいう。

建設廃棄物は大別すると直接工事から排出される産業廃棄物と現場作業員から排出される一般廃棄物がある。直接工事から排出される産業廃棄物の主な種類は、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）・及び陶磁器くず、がれき類、汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、石綿含有産業廃棄物となっている。

※5：「環境マネジメントシステム」(EMS: Environmental Management System)

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

※6：自然・未利用エネルギー

太陽光エネルギー（太陽光発電、太陽熱発電、太陽熱温水）、風力、地熱、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、バイオマス（バイオマス発電、バイオマス熱利用）等）等をいう。

※7：平成 25 年省エネルギー基準

「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）及び「住宅に係るエネルギーの合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」のこと。住宅に係る判断の基準は、①外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準②一次エネルギー消費量に関する基準で構成されている。建築主の判断基準と設計、施工及び維持保全の指針の二つに大別されており、建築主の判断基準は、目標とする性能を示したものであり、性能規定にあたるもの。また設計・施工の指針は、その性能を実現するための設計・施工の方法を具体的に示したもので、仕様規定にあたる。平成 25 年省エネルギー基準

に適合させるためには、建築主の判断基準にしたがった性能を確保するか、または設計・施工の指針に規定されている仕様を満たす必要がある。

※ 8 : ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)

住宅における一次エネルギー消費量を、住宅・設備の省エネルギー性能の向上、再生可能エネルギーの活用(住宅においては太陽光発電、太陽熱利用等)、エネルギーの面的利用(施設や建物間、地域間など面的広がりを持ったエリアをネットワーク化し、エネルギーを融通し合い共同利用すること。これにより、個々の建物では為し得ない地域全体での省エネルギー・省CO₂が可能となる。)等により削減し、年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロとなる住宅。

※ 9 : 住まい方ガイドライン

2002年9月住団連発行の「住宅に係わる環境配慮ガイドライン」の一部。お客様が安全で快適な日々の暮らしを続けながら、環境保全と環境循環に寄与して頂くための工夫を示したもの。

※ 10 : 住宅に係わる環境配慮ガイドライン

「資材生産ガイドライン」「住宅生産ガイドライン」「住まい方ガイドライン」「解体工事ガイドライン」「再生、処理・処分ガイドライン」により構成されている。(2002年9月住団連発行)

※ 11 : 住宅性能表示制度

平成12年4月1日に施行された「住宅の品質確保促進等に関する法律」に基づき、同年10月に運用が開始された。住宅の性能に関する10分野34項目について、法律で全国一律の基準を設定して住宅取得者が前もって性能の違いを比較できるようにした制度。

※ 12 : 長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するために、大きく分けて次のような措置が講じられている住宅を指す。①長期に使用するための構造及び設備を有していること②居住環境等への配慮を行っていること③一定面積以上の住戸面積を有していること④維持保全の期間、方法を定めていること。

平成21年6月4日に施行された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」により、一定の基準を満たした認定長期優良住宅は、税制面での優遇などが受けられる。

長期優良住宅の認定基準には、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境、住戸面積、維持保全計画の9つの性能項目があり、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性については、住宅性能表示制度の基準を基本に設定されている。

※ 13 : 低層住宅建設廃棄物リサイクル・処理ガイド

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく低層住宅建設廃棄物の処理についてと、リサイクルに向けた低層住宅の解体工事手順、新築工事における分別・分別搬出の手順をまとめたもの。(2011年3月住団連発行)

一般社団法人 住宅生産団体連合会 環境委員会構成

(2014年3月)

●環境委員会

委員長	能勢 秀樹	(一社)日本木造住宅産業協会 住友林業株式会社
委員	中村 孝	(一社)プレハブ建築協会 ミサワホーム株式会社
委員	黒滝 雅仁	(一社)全国中小建築工事業団体連合会 事務局長
委員	坂部 芳平	(一社)日本ツーバイフォー建築協会 三井ホーム株式会社
委員	内山 和哉	(一財)住宅生産振興財団 積水ハウス株式会社
委員	岩脇 泰樹	(一社)全国住宅産業協会 総務組織課長
委員	居谷 献弥	(一社)リビングアメニティ協会 専務理事
委員	湯浅 俊雄	(一社)新都市ハウジング協会 研究開発部長
オブザーバー	宮森 剛	国土交通省 住宅局 住宅生産課 課長補佐
	持木 宏之	国土交通省 住宅局 住宅生産課 係長
事務局	柳 求	(一社)住宅生産団体連合会 環境安全部長

○環境管理分科会

主査	清家 剛	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 准教授
委員	小山 明男	明治大学 理工学部 建築学科 教授
委員	山本 亮	(一社)プレハブ建築協会 大和ハウス工業株式会社
委員	蛭川 太郎	(一社)プレハブ建築協会 積水化学工業株式会社
委員	篠原 一英	(一社)日本ツーバイフォー建築協会 大建工業株式会社
委員	望月 強	(一社)日本ツーバイフォー建築協会 三井ホーム株式会社
委員	横畑 浩二	(一財)住宅生産振興財団 パナホーム株式会社
委員	佐々木 正顕	(一財)住宅生産振興財団 積水ハウス株式会社
委員	荒井 一好	(一社)日本木造住宅産業協会 生産技術部長
委員	田中 康夫	(一社)日本木造住宅産業協会 住友林業株式会社
委員	中井 覚	(一社)日本木造住宅産業協会 住友林業株式会社
委員	雑賀 拓司	(一社)リビングアメニティ協会 業務第3部長
委員	勝野 宏	(一社)輸入住宅産業協会 スウェーデンハウス株式会社
委員	村上 泰司	(一社)住宅生産団体連合会 株式会社イオリナ 代表取締役
協力委員	升本 和彦	株式会社三菱総合研究所 主席研究員
オブザーバー	能勢 秀樹	(一社)住宅生産団体連合会 環境委員長 住友林業株式会社
オブザーバー	中川 雅之	(一社)日本ツーバイフォー建築協会 品質管理部長
オブザーバー	村岡 照生	(一社)日本木造住宅産業協会 住友林業株式会社
事務局	柳 求	(一社)住宅生産団体連合会 環境安全部長

○温暖化対策分科会

主 査	岩村 和夫	東京都市大学 都市生活学部 教授
委 員	清家 剛	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 准教授
委 員	秋元 孝之	芝浦工業大学 工学部 建築工学科 教授
委 員	中田 義規	(一社)プレハブ建築協会 ミサワホーム株式会社
委 員	岩城 邦祐	(一社)プレハブ建築協会 積水化学工業株式会社
委 員	杉原 敦	(一社)プレハブ建築協会 旭化成ホームズ株式会社
委 員	松井 正孝	(一社)プレハブ建築協会 大和ハウス工業株式会社
委 員	佐藤 喜夫	(一社)全国中小建築工事業団体連合会 有限会社佐藤工務店
委 員	村上 剛志	(一社)日本ツーバイフォー建築協会 三菱地所ホーム株式会社
委 員	藤井 進也	(一社)日本ツーバイフォー建築協会 三井ホーム株式会社
委 員	横畑 浩二	(一財)住宅生産振興財団 パナホーム株式会社
委 員	田村 智	(一財)住宅生産振興財団 積水ハウス株式会社
委 員	松原 俊二	(一社)全国住宅産業協会 株式会社細田工務店
委 員	新居 健二	(一社)日本木造住宅産業協会 ポラス株式会社
委 員	中井 覚	(一社)日本木造住宅産業協会 住友林業株式会社
委 員	渥美 宗久	(一社)リビングアメニティ協会 リンナイ株式会社
委 員	雑賀 拓司	(一社)リビングアメニティ協会 業務第3部長
委 員	松田 圭輔	(一社)新都市ハウジング協会 鹿島建設株式会社
委 員	織田 茂	(一社)輸入住宅産業協会 スウェーデンハウス株式会社
オブザーバー	能勢 秀樹	(一社)住宅生産団体連合会 環境委員長 住友林業株式会社
オブザーバー	西澤 哲郎	(一社)プレハブ建築協会 ミサワホーム株式会社
オブザーバー	村岡 照生	(一社)日本木造住宅産業協会 住友林業株式会社
オブザーバー	岡 靖明	(一社)環境共生住宅推進協議会 事務局長
オブザーバー	小山 貴史	(一社)JBN エコワークス株式会社
事務局	里 仁	(一社)住宅生産団体連合会 住宅性能部長
事務局	柳 求	(一社)住宅生産団体連合会 環境安全部長

産業廃棄物分科会

主 査	鈴木 誠一	(一社)日本ツーバイフォー建築協会 三菱地所ホーム株式会社
副 主 査	岡 大輔	(一財)住宅生産振興財団 積水ハウス株式会社
委 員	蜷川 太郎	(一社)プレハブ建築協会 積水化学工業株式会社
委 員	村上 淳	(一社)プレハブ建築協会 旭化成ホームズ株式会社
委 員	佐藤 桂太	(一社)全国中小建築工事業団体連合会 業務課長
委 員	溝上 雅己	(一社)日本ツーバイフォー建築協会 三井ホーム株式会社
委 員	中丸 文人	(一社)日本木造住宅産業協会 住友林業株式会社
委 員	松原 智則	(一社)日本木造住宅産業協会 ポラス株式会社
委 員	雑賀 拓司	(一社)リビングアメニティ協会 業務第3部長
委 員	渡部 政仁	(一社)輸入住宅産業協議会 スウェーデンハウス株式会社
委 員	村上 泰司	(一社)住宅生産団体連合会 株式会社イオリナ 代表取締役
オブザーバー	村岡 照生	(一社)日本木造住宅産業協会 住友林業株式会社
オブザーバー	上川路 宏	リバーシステム研究所 代表
オブザーバー	隅田 忠志	(一社)リビングアメニティ協会 パナソニック株式会社
オブザーバー	小出 正人	解体リサイクルシステム協同組合 有限会社コイデ解体
オブザーバー	高橋 潤	(一社)東京都産業廃棄物協会 高俊興業株式会社
事務局	柳 求	(一社)住宅生産団体連合会 環境安全部長